

やまなしグリーン・ゾーン構想

新しい生活様式推進 機器購入支援金

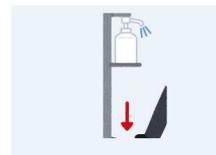
感染症の拡大リスク低減のため、備品・消耗品の購入に対して支援が受けられます

◆支援対象事業

キャッシュレス決済 環境整備



感染症予防のための 備品・消耗品購入



アクリル板・パーティション

非接触型体温計

非接触型消毒液設置台

・令和2年4月20日以降に購入したものであれば対象です（申請期限は令和3年2月末）

・**この支援金は設備改修は対象になりません**※

・主な対象備品・消耗品は裏面をご覧ください

◆支援対象者・支援額（事業者によって申請できるタイプが2つに分かれます）

（タイプ1）**小規模事業者**（県内において、消費者との間で日常的に決済を行う事業者）

上限 30万円（1店舗・施設あたり、申請下限5万円）

（タイプ2）**宿泊事業者**（県内において、旅館業法における宿泊施設を営む事業者）

上限 300万円（1施設あたり、対象経費の**3/4**以内）

・**消耗品のみ**の申請はできません ・**支援対象経費は消費税を除いた額**です

・タイプ1とタイプ2を重複して申請することはできません

・主な支援対象事業者は裏面をご覧ください

◆申請及び交付方法 **・申請は1施設・店舗あたり1回までです**

・オンライン申請（https://va.apollon.nta.co.jp/green_zone/）※7/20開設予定

・メール又は郵送（県及び事務局のホームページからダウンロードできる交付申請書に必要書類を添えて、下記の事務局に電子メール送信又は郵送してください。申請内容を審査・確認し、不備がなければ指定の口座に振り込みます）

◆お問い合わせ・提出先

新しい生活様式推進機器購入等支援事業事務局

〒400-0031 甲府市丸の内2-16-1-6F

電話：055-237-6600（受付時間：平日10時～17時）

メール：yamanashigz@gmail.com

HP：<https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/gz-sien.html>

※設備改修に関する補助のお問い合わせ先：設備改修等支援事務局（電話055-236-1230）

新しい生活様式推進 機器購入等支援金

◆ 申請に必要な書類は次のとおりです。

- ・オンライン申請 (https://va.apollon.nta.co.jp/green_zone/)
- ・メール又は郵送 (様式は県及び事務局ホームページからダウンロードできます)
 - (1) 交付申請書 (様式 1)
 - (2) 添付書類①・領収書やレシートの写し (クレジットカード払いの場合は引き落としが確認できる書類)
 - (3) 添付書類②・支援対象の機器等 (消耗品除く) の店舗・施設内での利用状況がわかる写真 (カラー、A 4 サイズへ貼り付け。電子データの場合はできるだけ容量を抑えること)
 - (4) 添付書類③・各種営業許可証、履歴事項全部証明書、事業の開業・廃業等届出書など、対象事業を営んでいることがわかる書類の写し等
 - (5) 添付書類④・振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し

受付期間：令和 3 年 2 月 2 8 日 (日) まで (当日消印有効)

受付メールアドレス：yamanashigz@gmail.com

予算額に達したら受付終了となります

申請



審査



支払

◆ 主な対象事業者

飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、宿泊業、小売業、道路旅客運送業、教育・学習支援業 (学校教育を除く)、生活関連サービス業、娯楽業 等

- ・上記の他にも県内において消費者との間で日常的に決済を行う小規模事業者が対象です。対象が迷う場合はお問い合わせください
- ・本事業における小規模事業者とは、中小企業基本法や小規模事業者支援法等に規定される小規模企業者の定義を準用し、宿泊業、娯楽業、道路旅客運送業に分類される事業者は、店舗・施設ごとに、消費者と接触がある部門に常駐する従業員の数が 20 人以下、その他の対象事業者は 5 人以下とします
- ・常時使用する従業員とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指し、パートやアルバイトも含まれます。ただし、会社役員、個人事業主 (同居の親族従業員含む)、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、試しの使用期間中の者は除きます

◆ 主な対象備品・消耗品 (工事を伴わないものが対象です)

【備品】

- ・キャッシュレス決済の環境整備 (端末、決済端末と接続して利用する汎用端末 (PC、タブレット端末、バーコードリーダー等)、据付・配線 等)
- ・発熱確認 (熱感知カメラ、非接触型体温計、発熱時入場制限呼びかけ看板 等)
- ・滅菌 (衣服等滅菌装置、スリッパ消毒装置、抗菌抗ウイルス対応品 等)
- ・手洗い (除菌電解水給水器、ペーパータオルホルダー 等)
- ・換気 (空気清浄機、空気循環サーキュレーター (扇風機)、網戸 等)
- ・接触防止 (料理運搬用ワゴン、順番待ちお知らせシステム、呼び出しベル (飲食店待ち客用)、アクリル板、デリバリー配達バッグ 等)

【消耗品】

- ・滅菌 (手指消毒液・消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム 等)
- ・手洗い (ペーパータオル 等)
- ・接触防止 (フェイスシールド、使い捨てスリッパ、マスク、三密防止など啓発チラシ・ポスター等、行列回避のための足下表示シール 等)
- ・上記の他にも感染予防のためのもので知事が認めるものが対象です。対象が迷う場合はお問い合わせください

★★支援金・助成金を装った詐欺にご注意ください★★

支援金支給にあたってATM操作、手数料振込、暗証番号聞き取り等を求めることはありません